

児童扶養手当等の現況届をお忘れなく！

国民年金保険料免除等申請

8月は、児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当の支給を受けている方が、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するため、現況届等を提出していただく時期です。

7月末に、こども課から送付された必要書類を、必ず期限内に提出してください。

児童扶養手当の支給開始から5年経過等に該当する方は、現況届と併せて一部支給停止適用除外届出書（緑色の様式）および関係書類をお持ちください。なお、該当者へは送付済です。

提出書類

▽児童扶養手当

①現況届

②児童扶養手当証書

③養育費に関する申告書など

▽愛知県遺児手当

所得状況届など

※令和6年1月2日以降、大口町へ転入された方は、令和6年1月1日現在お住まいの住所にて、「令和6年度（令和5年分）課税証明書」を取得の上、提出してください。

▽大口町児童扶養手当

現況届など

提出期間

▽児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当

8月1日（木）から30日（金）

問合せおよび提出先

ほほえみプラザ1階

こども課 ☎94-11222

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、廃業などの理由で保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や、猶予となる「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります
出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

どちらもお早めに手続きをお願いします。

問合せ先

戸籍保険課 ☎95-11116

令和6年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集

私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治がおこなわれなければなりません。

その政治は選挙によって選ばれた人たちによっておこなわれます。そのため、選挙が明るく正しくおこなわれなければなりません。そこで、県内の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターを募集します。

応募規定

内容 明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください

い。

応募資格 県内の小学校の児童・中学校および高等学校の生徒

応募期間 8月28日（水）必着

画材 描画材料は自由（紙や布など、絵の具材料だけに限らない）。

画用紙の四ツ切（542ミリ×382ミリ）、ハツ切（382ミリ×271ミリ）もしくはそれに準じる大きさ。

応募上の注意 他者の著作物を模倣した作品は応募できません。応募作品の裏面右下に「市町村名（愛

知県から）、「学校名」、「学年」および「氏名（ふりがな）」を記入してください。

提出いただいた応募作品の中から、大口町選挙管理委員会において小・中・高からそれぞれ3点を選考し、愛知県選挙管理委員会へ提出します。

提出先および問合せ先 大口町選挙管理委員会事務局（行政課内）
☎95-1699